

第33回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年3月24日(火) 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(13名)

1	高田洋一	2	赤松拓也	3	松岡照明	4	中平勝則
5	二宮正宏	7	高田光一	8	芝貞弘	9	古用敏彦
10	山本一人	11	清家壽秋	12	青木武司	13	谷口雄記
14	川平定計						

4. 欠席委員(1名)

6	有田亜佳
---	------

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第149号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第150号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第151号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第152号 鬼北農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第6 議案第153号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 報告第 3号 農地原型変更届出書について

農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主任	岡崎秀太
----	------	----	------	----	------

6. 会議の概要

<p>事務局</p>	<p>定刻となりましたので、ただ今から第33回鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。 皆様ご起立をお願いします。 一同、礼。 よろしくお願いいたします。 ご着席ください。 それでは開会の挨拶を川平会長よりいただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は、通常の農業委員会と比べると若干、机の幅を広くとっています。ご承知の通り、新型コロナウイルスの影響で、事務局の方にも農業会議の方から「農業委員会総会はどうするのですか」と問い合わせがありました。しかし、農業委員会は申請があると1ヶ月以内に審議をして結論を出すという決まりがありますので、簡単に中止もできないということで、席を広くとって実施したらどうかということになりました。新型コロナウイルスの影響で被害を受けた方も増え、国内全体がパニックになっています。小中学校も休校になり、それだけなら良いのですが、学校給食が止まって、農業関係でも酪農家の乳製品の売れ行きが落ち、農業委員のメンバーでも、給食センターに供給するキャベツが出荷できない被害も出ています。できるだけ早急に快方に向かえば、と心配しています。特に農業ではこれから農繁期を迎え田んぼの準備等、大変忙しくなりますが、くれぐれも事故等がないように注意していただきますよう、お願い申し上げまして、開会のご挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。 これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。 よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの出席委員は、<u>  12  </u>名であります。 <u>  有田委員  </u>から欠席の連絡を受けています。なお<u>  山本委員  </u>に連絡をしておりますが、まだ取れておりませんので遅れて来られるかもしれません。 また、<u>  鎌田推進委員  </u>から欠席の連絡を受けています。 定数に達しておりますので、これより第33回鬼北町農業委員会総会を開会いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>これより本日の会議を開きます。 お手元に議案書の差替えがありますので確認願います。 本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。 各委員のご協力をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>2番 赤松拓也委員</u>、<u>3番 松岡照明委員</u>、以上の両委員を指名いたし</p>

	ます。 よろしく申し上げます。
議 長	日程第 2 議案第 1 4 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	それでは、順位 1 番について谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号 1 3 番 谷口です。 議案第 1 4 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 4 9 号 順位 1 番 説明】
谷 口 委 員	3 月 1 9 日に譲受人、事務局 2 名、私の計 4 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 4 9 号 順位 1 番 説明】
谷 口 委 員	以上により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 1 4 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 1 4 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 1 番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位 2 番について、高田洋一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号 1 番 高田です。 議案第 1 4 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、順位 2 番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第 1 4 9 号 順位 2 番 説明】
高 田 委 員	3 月 1 9 日に譲渡人、譲受人、事務局 2 名、赤松委員、私の計 6 名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第 1 4 9 号 順位 2 番 説明】
高 田 委 員	以上により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、先ほど順位 1 番につきまして、〇〇さんか

	<p>ら「農地を譲り受けたい」と申請がありました。また順位2番は「譲り渡したい」という事であります。この事について現地で聞き取りを行いました。その結果、〇〇さんとしては点在している農地を、自宅の近くに集約したいという考えでこのような考えになったそうです。順位1番については自宅の近所、順位2番は自宅から離れております。よって、特に問題はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。</p>
各委員	<p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p>
議長	<p>続いて、順位3番について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の岡崎です。 議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。</p>
	<p><b>【議案書に基づき、議案第149号 順位3番 説明】</b></p>
事務局	<p>3月23日に譲渡人、譲受人、事務局2名、上甲推進委員、私の計5名で現地調査を行いました。有田委員は都合がつかず、立会できなかったため別日に現地の確認をしていただいております。その内容を調査書に基づき報告をします。</p>
	<p><b>【調査書に基づき、議案第149号 順位3番 説明】</b></p>
事務局	<p>申請地は獣害が多く、現在は耕作をしていません。譲渡し人が草刈り等で現状維持をしておりました。譲り受けた後は花を植える部分と、466番地に関しては土羽になっているので、その傾斜を利用してぶどう等を植える予定だそうです。以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。</p>
各委員	<p>(質問、意見等なし)</p>

議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第149号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 順位1番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝委員	議席番号8番 芝です。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第150号 順位1番 説明】
芝委員	3月19日に申請人双方の代理人、渡邊治推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第150号 順位1番 説明】
芝委員	補足ですが、施工に関しては申請地に直接杭を打って設置するものであり、造成などはしないという事です。雑草対策は防草シートを張り対策するそうです。耕作することにより生じる影響により、隣地の作物に影響が出ないように考慮していくとの事です。以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議長	ただ今、芝委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、芝貞弘委員より説明願います。
芝委員	議席番号8番 芝です。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番の説明をします。

	<b>【議案書に基づき、議案第150号 順位2番 説明】</b>
芝 委 員	3月19日に譲渡人、申請人双方の代理人、渡邊治推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第150号 順位2番 説明】</b>
芝 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、芝委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位3番について、高田光一委員より説明願います。
高 田 委 員	議席番号7番 高田です。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第150号 順位3番 説明】</b>
高 田 委 員	3月19日に申請人双方の代理人、赤松推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第150号 順位3番 説明】</b>
高 田 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
清 家 委 員	皆さんご存知のように、売電単価がだんだん下がっておりまして、収益が厳しくなると思います。以前にも問題になりましたけど、収益が発生しなくなって「やめます」という時に、撤去をどうするか。私の考えは、現地視察の時にヒアリングしていただき、やめるときどうするか確認してもらうのが良いかと思います。

議 長	農業委員会の許認可の件と、経営的な指導法と若干異なるので、事務局は見解を。
事 務 局	今回3件、同じ事業者から申請が出ていますが、撤去について伺う機会がありましたので、委員さんを通じて聞きました。太陽光パネルの対応年数が約20年あり、壊れたりした時は会社が撤去すると、その費用も準備しているとの事です。壊れたり、耐用年数を超えて使用できなくなったら、責任をもって回収すると仰ってました。
議 長	文書ではなく口頭ですね？
清 家 委 員	やはり野放しにされたら非常に困る。生田の発電所は10年経ちました？そ間にパネルも壊れたり、落雷の被害があるかもわからないし、心配です。
議 長	一部の町村では別途、条例を作って、条例に対応するかチェックをする事例もあるようです。ただ農業委員会の許認可の事務と実際には、契約上の契約履行されるかどうかは別の件なので、そこを含めて最新事例を含めながら、事務局と検討していきたいと思います。
議 長	他ご意見ございませんか。
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位4番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷 口 委 員	議席番号13番 谷口です。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第150号 順位4番 説明】</b>
谷 口 委 員	3月19日に申請人双方の代理人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第150号 順位4番 説明】</b>
谷 口 委 員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ただ、代理人の方に言ってもいけないとは思いましたが、立会する以上は「きれいな農地であってほしい」とは前々から譲渡人である〇〇さんには言うておりますので、その事は重々伝えてほしい、とお願いしました。当日も、本人は来られなかったのですが、代理人を通じて「非常に農業委員として迷惑している。今後このような事がないように。始末書で済むような事がないように、しっかりやってくれ」と注意はしておきました。付け加えてご

	報告いたします。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位5番について、松岡照明委員より説明願います。
松岡委員	議席番号3番 松岡です。 議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第150号 順位5番 説明】</b>
松岡委員	3月19日に申請者の代理人、末廣推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第150号 順位5番 説明】</b>
松岡委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
高田委員	農地区分と転用目的の許可基準について、ほかにも代替地があるのではないかという事で疑問も感じているという報告でしたが、私もこの土地については、アクセスもあまり良くないし、土地の形状も良くない。この土地を選定した理由をもっと詳しく説明いただきたいと思います。
事務局	只今、高田委員からご指摘があった件ですが、県の方も同じようになぜこの場所でなくてはいけないのか明確にさせてほしいと言われましたので、土地選定理由書の方を添付いただいております。地震による津波浸水被害を受ける恐れが少ない場所であること、町道から遠くなく資材搬入、搬出に有利であること、隣接地にて自社による太陽光発電を展開しており、管理面に関しても効率化を図れるという事。また高速道路等も近い場所も検討したが、近永地区等は地価の問題など、コスト面で断念せざるを得なか

	<p>った。現在は、事業によっては隣接地などを間借りして資材を置かせていただいたり、トラックに積みっぱなしにしたりが現状です。現在、野村町、梶原町でも事業を展開中で、そちらに資材を運搬するのも都合が良い。鬼北町内においても今後事業を展開する予定があり、現在においても7件の案件を検討中のようです。事業状況展開資料においては、近永の町部に事務所を移すことも検討しているという考えでした。</p>
高田委員	<p>この申請については、いろいろな面で疑問を感じております。太陽光を設置する事業で、これまでもいくつもの業者から転用申請が出てきましたが、その中で資材置き場が必要という案件を1件も見えておりません。実際に太陽光を設置する事業で、資材置き場が本当に必要なのかと疑問を感じております。それから、土地を購入して資材置き場にしたいと考えるのであれば、もっとアクセスの良い利便性の良い土地を借りることも可能ではないかと感じております。ご覧の通り、空き地は町内でかなり見受けられますので、農地に限らず宅地、雑種地等あるかと思っておりますので、そのことについても疑問を感じております。また、この土地を転用して長期にわたり資材置き場として利用されるのか？現在では太陽光事業が縮小傾向にある中で、事業を継続して展開していけるのかとも感じる。もう1点、土地の見取り図や必要面積を確認すると、この申請地は傾斜部分がかなりあります。全体で1,836㎡のうち資材置き場が154㎡余り、残りが1,681㎡余りという事で、単純にみても1/10しか利用していない。全部を雑種地へ転用申請するのはかなり無理があるのではないかと考えられます。私は、かなり不自然な申請と思います。この申請を許可するかという事は判断しかねます。以上です。</p>
末廣推進委員	<p>申請者の代理人、松岡委員と事務局、私で行きましたが、一番心配だったことは、このような申請をしていて、所有権を転移したあと、雑種地ではなく太陽光発電を設置するのではないかと…という事があったので確認しました。この土地は分筆しているのですが、分筆した土地については、経済産業省が許可はおろさないという事でしたので、太陽光発電になることはありません。資材置き場についても、本当に必要なスペースだという説明でありました。</p>
議長	<p>事務局、県の見解で引き続き注意という申し添えがあれば、付け加えて。</p>
事務局	<p>事務局にて受け付ける前に県へ確認に行き、この案件に関して協議して参りました。県の見解としては、今現在の土地利用計画については、先ほど高田委員が仰っていたように疑問点があるので、仮に上がってきたとしても幾つか指摘はさせてもらおう事になると思うという事でした。また現在、類似案件が近隣市町の方でも別の会社ですが、資材置き場として上がっているようです。おそらく、申請地に事業所がなくて、ただ資材置き場を構えたいという案件だと思うのですが、あがっているのでも県としては、その案件と鬼北町の案件との許可に誤差が出ないようにしたいという事でした。現</p>

		況から土地の形状も、農地として活用するには難しく、現在の所有者が町外に転出していることから、今後の管理について不安を持っているという事は、県も理解ができる、という事でした。絶対に許可をしないというつもりはないが、正式な手続きを取り、今後も持続的に鬼北町内及び近隣市町での事業を展開していくことを理由として、許可は不可能ではないと考えるという事です。ただし、経過については注視をさせて頂くという事で、申請地に置くとしている事務所や、活用状況などは次年度中に現地の方を県が確認させてもらうとの事です。状況によっては、今後の譲受人（業者）の案件については、不許可にするという事も考えられると仰っていました。以上です。
議	長	地形図の関係で、いびつな図面が出ておりますので、資材置き場としてどうか？という点と、高田委員が指摘されましたように、全体面積の中で資材置き場の面積が非常に少ないと。県も含めてこの案件については、注視はしているという事ですが。一部はこのような形で申請があがったという事で、農業委員会にその判断を求められていますので議決権のない立場でありましたが、現地確認の実態については末廣推進委員も確認をしながら意見をいただいた。異論もあろうかと思いますが、この案件について採決をしたいと思います。
議	長	一旦休憩に入ります。
議	長	議事を再開します。
議	長	色々ご意見も頂きました。高田委員の心配もありますし、地元委員さんのご意見もありました。また県の見解も色々あったわけですが、とりあえず農業委員会として一つの判断をしたいと思います。議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各	委 員	異議なし
議	長	異議なしと認めます。高田委員、声がなかったですがいいですか？よって、議案第150号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議	長	日程第4 議案第151号「非農地証明願について」を議題といたします。順位1番について、高田光一委員より説明願います。
高	田 委 員	議席番号7番 高田です。 議案第151号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
		<b>【議案書に基づき、議案第151号 順位1番 説明】</b>
高	田 委 員	3月19日に申請人の代理人、赤松推進委員、芝委員、事務局2名の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
		<b>【調査書に基づき、議案第151号 順位1番 説明】</b>

高 田 委 員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第151号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第151号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第5 議案第152号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題といたします。 ここで、議長を会長職務代理者である谷口雄記委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長 (谷口委員)	議長を交代しました。 事務局より説明願ひます。
事 務 局	失礼します。 議案第152号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より鬼北農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものであります。
議 長 (谷口委員)	それでは順位1番について、川平定計委員より説明願ひます。
川 平 委 員	議席番号14番 川平です。 議案第152号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番の説明をします。
	<b>【議案書に基づき、議案第152号 順位1番 説明】</b>
川 平 委 員	3月18日に事務局1名、私の計2名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	<b>【調査書に基づき、議案第152号 順位1番 説明】</b>
川 平 委 員	以上により、申請地は農用地区域から除外しても問題ないと考えます。

	ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長 (谷口委員)	ただ今、川平委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長 (谷口委員)	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第152号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、 順位1番は支障のないものとして回答することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長 (谷口委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第152号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、 順位1番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議 長 (谷口委員)	議長を川平委員に交代します。
	(議長を交代)
議 長	議長を交代しました。
議 長	日程第6 議案第153号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 なお、順位41番以降は委員の関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規程により議事参与の制限がございます。 まず、順位1番から40番までを一括審議し、順位41番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から40番まで事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、町長から審議依頼のありました議案第153号について順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	<b>【議案書に基づき、議案第153号 順位1番から40番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いたします。
議 長	ただ今、順位1番から40番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各 委 員	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第153号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から40番は原

	案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第153号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位1番から40番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位41番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位41番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第153号 順位41番 説明】</b>
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。
議 長	ただ今、順位41番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第153号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位41番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第153号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位41番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位42番から47番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位42番から47番について説明します。
	<b>【議案書に基づき、議案第153号 順位42番から47番まで 説明】</b>

事務局	以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	ただ今、順位４２番から４７番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第１５３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位４２番から４７番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第１５３号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位４２番から４７番は原案のとおり決定させていただきます。
議長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議長	日程第７ 報告第３号「農地原形変更届出書について」の報告をします。 順位１番について、青木武司委員より説明願います。
青木委員	議席番号１２番 青木です。 報告第３号「農地原形変更届出書について」の報告をします。
	<b>【報告書に基づき、報告第３号 説明】</b>
青木委員	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、担当委員からの説明が終わりました。 質疑等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第３３回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
議長	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	２番
	３番

